

④ 原子力発電への依存度のできる限りの低減

- 1) 原子力発電への依存度をできる限り低減させるという方向性については概ね共通の認識の下で議論を行ってきたところであるが、「できる限り」を具体的にどのように考えるかについては、原子力発電のリスクやコスト、エネルギー安全保障上の意義、日本の原発技術の優位性、使用済燃料の最終処分や国際情勢等に関する見方の違いを背景として、以下のように意見が分かれた（P16 参考 4 参照）。
- 2) まず、原発事故による甚大な被害や我が国が直面する地震や津波等による過酷事故のリスクを直視するとともに、高レベル放射性廃棄物の処分場が見つかっていない状況で更なる使用済燃料や放射性廃棄物の発生を抑制する等の観点から、原子力発電への依存度をできるだけ早くゼロにすべきとの意見が出た。
- 3) 一方で、多様な電源構成の維持によるエネルギー安全保障の確保、経済活力や雇用の維持、地球温暖化対策、世界のエネルギー問題の解決への貢献等の観点から原発は一定の役割を有しており、緊急安全対策や革新的技術開発等による原発の安全性の向上を踏まえれば、今後とも原子力発電を活用していくべきであるとの意見も出た。
- 4) さらに、原子力発電の位置付けについては、社会的コストを負担する仕組みの中で需要家を選ぶべきであり、原発を保有する事業者には事故時の賠償リスクの一部について民間保険への加入を義務付け、個々の原子力発電所のリスクを民間保険会社に算定させる仕組みを整備すべきとの意見も提示された。

- 5) この他にも、原子力発電の依存度低減のあり方は、省エネルギー、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン利用を最大限進めた上で、「引き算」で考えるべきであるといった意見や、オプションを狭めることなく、原子力安全規制・体制の再構築、再エネの拡大、省エネの普及や技術革新等に最大限取り組み、その成果を踏まえて判断すべきであり、性急にどちらかの結論を出すべきではないといった問題提起もあった。

(参考4) 原子力発電の中長期的な位置付けを巡る主な意見

a) 早期にゼロを目指すべきとの意見

- 7) 原発事故の甚大な被害、我が国が直面する地震や津波、その他の経路からの過酷事故のリスクを直視し、原発をできるだけ早く（2020年又は2030年を目途に）ゼロとすべき。ウラン資源、事故被害や放射性廃棄物のことを考えると、原子力発電を持続可能なエネルギーと考えることはできない。今回の事故で市民生活や経済産業活動には多大な影響が生じており、原子力発電の活用が本当にエネルギー安全保障の確保に繋がるのかが問われている。
- 8) 電力会社が想定した基準地震動を超える事態が起きている。今後活断層などの見直しが進めば、これまでの基準地震動を大きく超える想定の可能性も生じうる。その場合の原発の安全性が確認できていない。地震の活動期に入ったと言われる中、原子力の安全性の確保の方策について、国民が納得できる説明が乏しい。東京電力福島第一原子力発電所における事故においても、地震の影響が無かったとまでは断言できない。
- 9) 原発ゼロの社会を実現し、将来世代に手渡すことは現世代の責任である。安全・危機管理、廃棄物処理、事故収束、廃炉のための対策の確立と技術開発を早急に進めるべきである。
- 10) 原子力は、核燃料サイクルの破綻、高レベル廃棄物処分地の選定の困難性、地域での対立など現実の障壁にぶち当たっている。東京電力福島第一原発の事故で、日本の原子力の安全規制や危機

管理能力に大きな課題があることが世界中に露呈したという現実から出発すべきである。電力各社に過酷事故時の責任能力（賠償を含めた対応）がないことも明らかになった。安全神話に立脚し続けることは許されない。事故は起きるという前提に立って、原子力発電からは撤退する必要がある。

カ) 日本の原発技術は、直接・間接的な補助金で可能になったものであり、これまで膨大な国費が費やされてきた。市場経済下で税金を投入しないと成立しない可能性のある産業の延命に固執すべきではない。世界市場も、原子力よりも再生可能エネルギー産業や省エネ産業の方が遥かに大きい。

キ) 原子力発電所が作り出した放射性廃棄物が将来外部へ漏出し、影響を及ぼすおそれがある。使用済燃料の処分方法は、技術的にも政策的にも本質的に未解決の課題であり、後世に影響が出かねないものを進めることは倫理的に許されない。使用済燃料をこれ以上増やすべきではない。廃棄物をこれ以上出さないことをはっきりさせなければ、最終処分地を見つけることも難しいのではないか。

ク) 脱原発を国民が求めていることが世論調査結果や消費者団体へのアンケートによって明らかであり、原子力発電の新增設やリプレイスは、今の状況から見て実現可能性が乏しい。

ケ) 民間が行っている原発事業と国防とは分けて議論すべきである。また、原発の保有が核抑止力と同様の実効性を持つのか疑問であり、仮に安全保障上必要であっても、研究開発として考えていくべきである。仮に国防目的で原発事業を継続するならば、他の国防支出とのプライオリティ（例えば、ミサイルか原発か）を検討し、国防予算から必要な経費を支出すべきである。

コ) 原子力技術の維持・向上にどうして原子力開発の現場を確保することが必要なのか。そのリンクを論理的に説明する必要がある。日本は福島の実験を元に廃炉技術を磨き、これを外国での廃炉に応用することによって国際貢献や産業振興をすべき。

コ) これまでの原子力開発政策は、いわゆる「原子力村」と呼ばれる利害関係者で決定されてきた。

この構造を無くし、利害関係者の政策決定への関与を制限しなければ、むやみな原子力開発が今後も継続される危険性がある。規制の内容も問題であるが、安全神話から決別するには、政策決定メカニズムや当局の人員の構成を変える必要がある。

b) 依存度を低減させるが、今後とも活用すべきとの意見

- ア) 資源小国という現実や不確実な国際情勢等を踏まえ、多様な電源構成の維持によるエネルギー安全保障の確保、経済活力や雇用の維持、地球温暖化対策等の観点から我が国として原子力発電は活用すべき。原子力は「技術」を有すれば、「資源」が決定的な制約にならず、利用の持続・拡大が可能である。資源を巡る政治的、経済的な影響を受けない。
- イ) 原子力のベースロードとしての重要性（備蓄効果を含むエネルギー安全保障、国際技術貢献、コスト等）に鑑み、安全基準や規制体制の見直しを前提に、新增設も含め、原子力発電を最大限活用すべき。
- ウ) 東京電力福島第一原発の事故後、緊急安全対策等を講じてきたことで、原子力発電所の安全性は格段に向上している。安全対策を正しく評価する仕組みが必要である。また、福島第一原発の事故原因、特に同発電所の固有の原因によるものか否かの検証を徹底し、新たな独立性の高い原子力規制体制の下で、リスクと正面から向き合い、過酷事故対策の充実を含め、安全対策の不断の向上を確保すべき。現在までの検証では地震の影響は無かったとされており、日本の耐震技術にもっと自信を持つべき。
- エ) 一定の安全基準を満たす既存炉の活用、安全性の高い新たな炉の新增設及びリプレース、国際水準並の稼働率の実現、出力向上、新たな技術（小型原発、トリウム型原発）の活用等により、一定の原子力発電比率の実現は可能である。
- オ) 今回の福島事故の経験と教訓を活かし、安全性の格段に優れた世界最高水準の原発技術を開発し、我が国の将来の重要電源の一つとして位置付けるとともに、諸外国にも普及させ、世界のエ

エネルギー問題の解決に貢献すべき。

か) 高レベル放射性廃棄物の処分は地層処分が廃棄物を人間の生活環境から安全に隔離できる最も現実的な方法であることが世界各国の共通の考え方であり、詳細な安全性解析が行われている。

スウェーデンやフィンランドの先行事例に倣い、我が国も国民の理解拡大に努め、全日本的観点でサイト選定作業を加速する必要がある。

き) 等身大でない技術には慎重でなければならないが、技術進歩と共に歩んできた人類の文明論的自覚の下、技術によって、「ひっくり返したパンドラの箱」の真摯な制御に立ち向かうことも人類の英知である。

く) 技術は単純に保存することはできない。一定規模の産業を維持することが必須である。一度失うと簡単に取り戻せない。原子力技術の維持・向上に必要な現場の確保等の対策のほか、技術者がこの分野において夢や希望、誇りをもてる環境を確保することが必要である。

け) 多大な外交努力による周辺諸国との信頼醸成の積み重ねや国境を越えた送電網の確保ができたドイツと我が国の事情とは違う。米国の核の傘の下で「日米原子力共同体」というべき構造に身をおく日本として、脱原発は現実的選択肢たりえない。安全保障と原発は関係ないというのは願望であり、現実は絡みついているからこそ、国家の戦略意思が問われている。

こ) 近隣のアジアの原子炉で問題が起こったときに、日本サイドに専門性の高い人材と技術の基盤をしっかり維持していないと、日本の体験を発言するにも、影響を与えるにも、その基盤を失う。核不拡散等の分野で国際貢献するにしても、非核国で唯一核燃料サイクルを国際社会から許容されている我が国として、平和利用に徹した原子力技術の蓄積・維持が重要な基盤となる。

c) 原子力発電を利用するか否かは、社会的コストを負担する仕組みの中で需要家を選ぶべきものであるとの意見

ア) 事業者がきちんとコストを負担するのが原則であり、負担しないのであれば原発を使うべきでな

い。

1) 新設をするのであれば、安全性の確保の条件は、フィルターベントや免震棟のような当たり前の担保があることと、無限責任とは言わないが、少なくとも福島で起きた規模の損害に対しては民間の損害賠償保険がかけられることが条件である。

2) 原発を保有する事業者には事故時の賠償リスクの一部について民間保険への加入を義務付け、個々の原子力発電所のリスクを民間保険会社に算定させる仕組みを整備すべき。これにより、客観的に原発のリスクが明らかになってリスクの高い原発は停止せざるを得なくなるため、事業者は安全性の向上のために更に努力するようになる。

3) 現在の原子力損害賠償支援機構法の相互扶助の仕組みでは、政府が仮に一時的に援助したとしても、その額については最終的にはすべて原子力事業者によって負担されるため、この原則が維持される限り、事業者が利益だけを得て、リスクの部分を政府などの第三者につけ回すということはないと理解している。

4) 使用済燃料は、国が事業者から料金を取って最終処分 of 全責任を持つべきである。

5) どの産業であっても、廃棄物を排出する事業者には廃棄物処分の責任があるため、放射性廃棄物についても、事業者が責任を持って処分すべきである。

d) 原子力発電の中長期的な位置付けを直ちに決めるべきではないとの意見

7) 原子力発電の位置付けは、省エネルギー、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン利用を最大限進めた上で、「引き算」で考えるべきである。

8) オプションを狭めることなく、原子力安全規制・体制の再構築、再エネの拡大、省エネの普及や技術革新等に最大限取り組み、その成果を踏まえて判断すべきであり、性急にどちらかの結論を出すべきではない。

9) 原子力の将来像を今選択するのではなく、再生可能エネルギーの普及のための社会変革あるいは原子力の安全強化に取り組み、改めて原子力の位置付けを議論すべきである。